歯科技工所専用 LAN・WAN 対応型 受注・販売管理ソフト
いればくん Pro

ソフトウェア使用許諾契約書

保守契約に関するお知らせ

FINE SYSTEM

＜ソフトウェア使用許諾契約書＞

株式会社　ファインシステム（以下「乙」）は、お客様（以下「甲」）に本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約書」）に基づいて提供する歯科技工所専用　ＬＡＮ・ＷＡＮ対応型　受注・販売管理ソフト「いればくん Pro」（以下「本ソフトウェア」）を使用する非独占的かつ譲渡不能な権利を下記条項に基づき許諾します。
本契約は、甲が別紙の『申込書』において本契約書の内容を確認し、同意の上で記名し申し込むことにより締結するものとします。

第１条　定義

（１）「関連資料」とは、本契約書とともに提供されるすべての印刷された資料、専用伝票または乙が後に提供する可能性のある、印刷された資料または専用伝票を指します。
（２）「本製品」とは、乙が甲に提供した本ソフトウェア、関連資料を指します。

第２条　本ソフトウェア内容

（１）品名　　歯科技工所専用　ＬＡＮ・ＷＡＮ対応型　受注・販売管理ソフト「いればくん Pro」一式

第３条　支払い条件

（１）支払い方法は、乙が発行する請求書に基づき、乙が指定する銀行口座への振込送金によって一括で支払うこととします。その際の振込手数料は甲負担とします。
（２）支払いは、納入後１ヶ月以内とします。
（３）専用伝票等の消耗品の料金の支払いは、甲の口座からの預金口座振替にて月払いで支払うこととします。
（４）前項においての預金口座振替日は、毎月１０日締めの当月２７日とします。

第４条　使用権の許諾

（１）本契約によって生ずる使用権とは、本ソフトウェアを使用する権利をいいます。
（２）乙は、甲が本ソフトウェアを甲名義においてのみ使用する権利を許諾します。
（３）甲は、本ソフトウェアの全部または一部を複製、改変等をすることはできません。ただしバックアップの目的でのみ本ソフトウェアの複製をすることができます。
（４）甲は、前項に記載のバックアップをする場合は、本ソフトウェアを使用しているハードウェア以外のＣＤ－ＲＯＭ、ＵＳＢメモリー、外付けハードディスク等の外部媒体に複製物を作

成することとします。
このバックアップは、甲が随時、任意で行うこととします。
なお、バックアップを取られていない場合、本ソフトウェアおよびハードウェアの故障、障害等の不具合が生じた際に、データの復旧ができなくなることがあります。

（５） 甲は、本ソフトウェアを用いて納品書および請求書等を発行するにあたり、原則として乙が販売する正規専用伝票を使用するものとします。ただし、乙との協議の上、乙が別途提示する保守費用を支払うことにより、正規専用伝票以外の伝票を使用することができます。

第５条　著作権

（１） 本ソフトウェアおよび関連資料に関する著作権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権は乙に属します。甲は、本ソフトウェアの使用権のみを取得し、本ソフトウェアの著作権、所有権その他のいかなる権利も取得しません。

第６条　禁止事項

（１） 甲は、本契約書に記載のない本ソフトウェアの使用、製造、配布あるいは本製品を利用した出版等を行うことはできません。
（２） 甲は、本ソフトウェア、または本ソフトウェアを改良したもの、およびそれらの複製物を第三者に譲渡、貸与または使用を許諾することはできません。また、本契約上の地位を移転することもできません。
（３） 甲は、本製品を転売することならびに買い受けることはできません。
（４） 甲は、本製品に関しての情報、機密等を第三者に伝えることはできません。
（５） 甲は、本ソフトウェアの全部もしくは一部をリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等の行為をすること､または第三者にそれらの行為を行わせることはできません。
（６） 甲は、本ソフトウェアの専用伝票を複製および複写すること、または第三者に複製および複写させることはできません。
乙が販売する正規専用伝票（納品書・請求書）以外を使用する場合、甲は乙との協議の上、乙が別途提示する見積額（年額１２０，０００円（税抜）以上）を保守費用として乙に支払うこととします。乙は、甲が第４条（５）の義務に違反していると認められる場合、甲に対して是正を求め、または本ソフトウェアの機能の一部を制限することができます。

第７条　保証範囲

（１） 乙は、甲が本製品を購入した日から３０日間に限り、本ソフトウェアが納められている媒体や関連資料に物理的な欠陥があった場合には無償で交換します。
（２） 本ソフトウェアがマニュアル通りに実質的に動作することを保証します。本ソフトウェアがマニュアル通りに実質的に動作しない場合の乙の責任および補償は、乙の選択により本ソフ

トウェアの取替えまたは本製品の購入代金の返還に限られます。

（3） 本ソフトウェアに含まれる機能が、甲の使用目的に適合することを保証するものではありません。

従って品質および性能に関するリスクは甲の負担となります。また、甲が期待する成果を得るための本ソフトウェアの選択導入、使用および使用結果については、甲の責任とします。

（4） 前項の規定に関わらず、本ソフトウェアの誤り（バグ）を修正したときは、かかる誤りを修正したコンピュータプログラム、またはそれに関する情報を甲に提供することとします。ただし、その提供の必要性、提供方法、提供時期、対象とするバージョン等については乙の判断に基づき決定いたします。乙は、バグの修正を本ソフトウェアの新しいバージョンにおいて行うことができます。この場合、甲は新しいバージョンに更新することにより修正の提供を受けるものとし、乙は、甲が使用中のバージョンに対して当該修正のみを個別に提供する義務を負いません。なお、新しいバージョンへの更新が有償（バージョンアップ費用）となる場合があります。

第８条　免責事項

（1） 乙は、天災その他の不可抗力によるもの、および本契約に違反して使用した場合などの甲の責めに帰すべき事由によるものには責任を負わないものとします。

（2） 乙は、甲による本ソフトウェアの使用において、ＯＳやハードウェア、その他のソフトウェアからの干渉、インターネットの通信環境、クラウドサーバーの障害等、本ソフトウェアの仕様以外の原因による不具合に関して責任は負わないものとします。

（3） 乙は、本契約および保守契約に定める対応を除き、甲が本契約に基づき許諾された使用権を行使することにより、甲や第三者に生じた損害に関していかなる責任も負わないものとします。

（4） 乙が、本契約に従って甲に対して責任を負う場合においても、乙の損害賠償責任は、その理由を問わず、甲が実際に支払った本ソフトウェアの代金相当額を上限とします。

（5） 本ソフトウェアの誤り（バグ）に起因して甲または第三者に生じた損害について、乙の責任は当該誤りの修正に限られるものとし、乙は、当該誤りに起因する逸失利益、データの滅失・不整合、業務の中断その他の間接的・付随的・派生的損害について、賠償の責任を負いません。ただし、乙の故意または重大な過失による場合はこの限りではありません。

（6） 乙は､社名情報の取得､利用状況の送信その他乙のサーバーとの通信を要する機能について、乙のサーバーの保守・障害・通信環境等により一時的に利用できない場合があること、および乙が事前の通知（緊急の場合は事後の通知）により当該機能を変更し、または終了できることを、甲はあらかじめ了承するものとします。乙は、これらによって甲に生じた損害について責任を負いません。

第９条　有効期間

（１） 本契約の有効期間は、甲が別紙の『申込書』により申し込んだ時点から、甲が本ソフトウェアの使用を中止するまでとします。
（２） 前項に規定の本契約の有効期間中は、別記の『保守契約に関するお知らせ』に基づき、サポートいたします。

第１０条　契約解除

甲が、以下の事項に該当した場合、乙は甲に対して本契約を解除し本ソフトウェアの使用を終了させることができます。またこの場合において、乙は既に支払われた本製品および関連資料の購入代金、有償サポート料金等の代金の返却は行わないものとします。本契約が終了もしくは解除された場合、甲は速やかに本製品を乙に返却するか、破棄するものとし、本契約の終了もしくは解除後に甲は本製品の使用、譲渡、転売または貸与することはできません。

（１） 甲が、本ソフトウェアの解約または使用中止の意思表示をしたとき。
（２） 甲が、本契約のいずれかの条項に違反したとき。
（３） 甲が、使用料を期限までに支払わないとき。
（４） 甲が、破産、特別清算、会社更生、民事再生の申立等があったとき、または支払停止があったとき。
（５） 甲が、本ソフトウェアに関する乙の著作権その他の権利を侵害し、または乙への権利の帰属を争ったとき。

第１１条　反社会的勢力の排除

（１） 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
　① 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます）であること
　② 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
　③ 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
　④ 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
　⑤ 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものである

こと

（２） 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとします。

① 第１項に違反したとき

② 自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為をしたとき

ア 相手方に対する暴力的な要求行為

イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

エ 風説を流布し、又は偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

（３） 前項に基づく本契約の解除は、解除した当事者による相手方への損害賠償請求を妨げないものとします。

（４） 本契約を解除した当事者は、当該解除によって相手方に生じた損害について、損害賠償金、保証金等その名目の如何を問わず、一切の金銭上の負担をしないものとします。

第１２条　WAN ライセンスオプション使用条件

（１） 甲が本ソフトウェアの WAN ライセンスオプションを使用する場合は、本ソフトウェアを使用するパソコンがインターネットに接続していることが使用条件になります。また WAN ライセンスオプションの使用開始および使用停止の際は、乙は甲の使用するパソコンにインターネットを通じてリモート操作にて設定します。

（２） WAN ライセンスオプションの使用において、インターネットを経由してソフトを利用する為、インターネット環境や接続機器の状況により、通信速度が遅くなる場合や接続できない場合があります。

（３） WAN ライセンスオプションの使用において、VPN による暗号化した通信環境を提供しますが､通信経路外など情報セキュリティリスクに対して安全性を保障するものではありません。

（４） WAN ライセンスオプションの使用料は 1 か月分の使用料を毎月先払いとし、使用される月の前月の 27 日（土、日、祝日の場合は翌営業日）に、甲の口座からの預金口座振替にて現金一括で支払うこととします。

（５） 初回の使用料の支払いについて、申込日によっては口座振替の手続き上、2 か月分または 3 か月分の合計使用料を振込にて現金一括で支払う場合があります。

（６） 甲が、WAN ライセンスオプションを解約または使用中止をする場合は、解約する月の前月１０日までに乙に意思表示をすることとします。

第１３条　利用状況の収集について

（1） 乙は、本ソフトウェアのサービス改善・品質向上・サポート対応、および本契約第４条に定める使用条件の遵守状況の確認の目的のため、本ソフトウェアのログイン時に以下の情報を自動的に取得し、乙のサーバーに送信する場合があります。

① 契約者番号、契約者名称
② 使用している製品グレードおよびバージョン
③ 本ソフトウェアの動作設定に関するフラグ情報（数値・フラグ値のみ。文字情報は含まない）
④ 各種伝票・帳票の登録件数・出力件数、および各機能・帳票の利用日時・利用回数等の利用状況（名称・金額その他の業務データの内容は含まない）
⑤ 各種マスターの取引条件・区分設定値ごとの件数（件数のみ。名称等の個人情報は含まない）
⑥ 使用端末の使用環境および運用状況：コンピューター名・OS・CPU・メモリ・ディスク空き容量・IP アドレス・画面解像度・接続先構成・データベース容量・バックアップの実施状況（業務データの内容は含まない）
⑦ 本ソフトウェアで発生したエラー（不具合：種別・発生箇所・日時）の発生状況（個人情報を含み得るメッセージ本文は除く）

（2） 前項の情報は、前項に定める目的以外には使用しません。また、法令に基づく場合を除き、第三者に提供することはありません。

（3） 伝票の内容（金額・得意先名・患者名等の業務データ）は一切取得しません。取得するのは件数・設定値等の統計的情報のみです。

（4） 乙は、本条により取得した情報を、善良な管理者の注意をもって適切に管理し、本条第１項に定める目的以外に使用しません。

第１４条　届出内容の変更

（1） 甲は、自らの氏名、社名、住所、電話番号の連絡先情報等、本ソフトウェアの使用の際に届出ている内容に変更が生じた場合または誤りがある場合、速やかにその内容を乙に届出るものとします。

第１５条　本契約の有効期間終了後にも継続する条項

（1） 本契約の有効期間終了後も、第５条 著作権、第６条 禁止事項、第８条 免責事項、第１０条 契約解除、第１３条 利用状況の収集について、および第１７条 一般条項の規定は継続します。

第１６条　本契約の変更

（１） 乙は、本契約の内容を随時変更することができます。乙は本契約の内容を変更する場合、乙のＷＥＢサイト（https://gikou.fine-system.co.jp）に掲載することにより、甲に対して変更内容を通知します。変更内容を通知してから２カ月経過後も、甲が本ソフトウェアの使用を継続する場合、甲は本契約の変更に同意したものとみなします。

第１７条　一般条項

（１） 本契約の定めのない事項及び本契約の解釈について疑義が生じた場合は、甲と乙双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

（２） 前項の協議にもかかわらず、甲と乙によって解決が得られなかった紛争については、神戸地方裁判所姫路支部を第一審の管轄裁判所とすることに合意するものとします。

（３） 乙は、本ソフトウェアに関する事業を第三者に譲渡し、または合併･会社分割等を行う場合、本契約上の地位ならびにこれに基づく権利義務及び甲に関する情報を当該事業の承継人に承継させることができるものとし、甲はこれにあらかじめ同意するものとします。

（４） 本契約は、日本国法に準拠し、解釈されるものとします。

＜保守契約に関するお知らせ＞

甲が別紙の『申込書』に記名されるのと同時またはＷＥＢサイトの申込フォームに入力されるのと同時に『保守契約』が結ばれ、サポートおよび保守サービス（※）が開始されます。
『保守契約』とは、本製品をより有効的にご活用いただくためのサービスです。
サポート及び保守サービスの内容は下記の通りです。

（※）ここでの「サポートおよび保守サービス」とは、いればくん Pro のソフトウェアのみに適用されます。ハードウェアについては一切サポートをいたしません。

サポート・保守サービス（保守契約）

■ 無償サポート

（１） Ｑ＆Ａサービス
- 本ソフトウェア導入時のセットアップ方法についてのお問い合わせの回答
- 本ソフトウェアの基本的操作・設定方法に関するお問い合わせの回答
- 本ソフトウェアの機能に関するお問い合わせの回答

（２） 本ソフトウェアの不具合修正および不具合修正プログラムの提供　不具合の修正は乙が対応するバージョンを対象とします。修正にあたり新しいバージョンへの更新が必要となる場合があり、その更新が有償（バージョンアップ）となることがあります。

（３） 本ソフトウェアの最新アップデート版のリリース通知および提供

・（１）～（３）のサポートは、お電話・ＦＡＸ・メールで受付けております。
・本ソフトウェアを使用しているパソコンがインターネットに接続されている場合は、リモート（遠隔）操作での対応も可能です。

■ 有償サポート

（１） 初回導入費用
- マスター入力・インストール・導入指導料
  料金 別途お見積り
- 導入指導料のみ
  料金 ３０，０００円（税込３３，０００円）～

（２） 消耗品の販売

納品伝票・請求伝票など消耗品のご注文は、「商品発送依頼書」をコピーして、必要事項をご記入のうえ、ＦＡＸで送っていただくか、または本ソフトウェアを使用しているパソコンがインターネットに接続している場合、本ソフトウェア内の「消耗品注文」からご注文をしてください。

- 消耗品代金の支払いは「預金口座振替」となります。
- 基本的には、ご注文を承った日の、翌営業日の発送となりますが、在庫の状況によってご注文を頂いてから発送までに日数がかかることがありますので、お早めにご注文いただきますようお願いいたします。
- 在庫があれば、午後３時までにご注文を承った場合には、１括りにつき ５００円（税込５５０円） 追加で当日発送が可能です。

（３） 本製品の紛失等によるパッケージの再発行（インストールメディア再発行）

料金 ４，０００円（税込４，４００円）

（４） 出張サポート

料金 ３０，０００円（税込３３，０００円）～

（５） バージョンアップ

料金 別途お見積り

（６） ライセンスキーの変更・追加

- 社名変更　料金 １０，０００円（税込１１，０００円）
- 追加ライセンス（ＬＡＮ）

料金 １００，０００円（税込１１０，０００円）

（７） 本製品のカスタマイズ・導入時の環境設定などの支援サービス

- 特注ソフト　料金 別途お見積り
- マスターデータの入力　料金 別途お見積り

（８） マニュアル本の再発行

料金 ４，５００円（税込４，９５０円）

■ サポート対象外

（１） 本ソフトウェアの本契約以外の使用方法、マニュアル以外の使用方法での甲または第三者の責に帰すべき事由により生じた障害または不具合に対するサポートは行いません。

（２） 本ソフトウェアが乙の許可なく改変、変更、修正、修復等が行われたことにより生じた障害または不具合によるサポートは行いません。

（３） 地震、風水害等の天災または火災、騒動、暴動、停電、疫病、その他、甲および乙が制御し得ない不可抗力に起因する障害および不具合に対するサポートは行いません。

（４） 甲の動作環境（ネットワーク環境・ＯＳ・ハードウェア環境）に起因する障害または不具合に対するサポートは行いません。

なお、乙は、甲に通知の上、本ソフトウェアの保守サポートおよびバージョンアップの提供を終了することがあります。

〈個人情報の取扱について〉

当社は、情報システムの開発・販売・保守・運用等の業務を行う中で、取り扱う個人情報に関してその保護の重要性を認識しております。従って、次の事項を含む個人情報の取扱いを定め、これを実施し、かつ、維持することを宣言いたします。

１．事業者の氏名または名称
　株式会社ファインシステム

２．個人情報保護管理者
　個人情報保護推進室　室長

３．個人情報の利用目的
　取引の管理・遂行、請求のため
　当社サービスの改善・開発、サービス向上等のため
　本ソフトウェアの契約条件の履行・遵守状況の確認のため

４．個人情報の第三者提供
　当社は法により認めている場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することは致しません。

５．個人情報の取扱いの委託
　当社は業務委託等にともない個人情報の取扱いを社外の第三者に委託する場合は、個人情報の安全管理が確保されるよう適切な委託先を選定すると共に、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。

６．保有個人データの開示等および問い合わせ窓口
　ご本人からの求めにより、当社が保有する保有個人データの利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加または削除・利用の停止・消去および第三者への提供の停止（「開示など」といいます。）に応じます。開示などに応ずる窓口は、下記の「お問合せ窓口」になります。

７．個人情報の安全管理措置
　取得した個人情報については、漏洩、滅失または毀損の防止と是正、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

８．個人情報保護方針
　当社ホームページの個人情報保護方針をご覧ください。

9．お問合せ窓口

個人情報の開示・訂正・削除・利用停止などのご請求、その他ご不明な点につきましては下記までご連絡ください。

〒675-0063 兵庫県加古川市加古川町平野 185-1

株式会社ファインシステム　個人情報に関するお問合せ窓口

電話：079-420-6601（受付時間：平日 9 時 30 分～12 時、13 時～17 時）

E-mail：privacy@fine-system.co.jp

株式会社ファインシステム サポートセンター

【ＴＥＬ】079-420-6603 または 050-3385-2552

受付時間　9:00 ～ 12:00 ／ 13:00 ～ 17:30

（土日祝・年末年始の休日および別途弊社が定める休日を除く）

――――――――――――――――――――

【ＦＡＸ】079-420-6605　【メール】support@fine-system.co.jp

【ＷＥＢ】https://gikou.fine-system.co.jp

2026.06.17 改定